

令和2年5月27日

【議案第79号】

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

- 資料1 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
- 資料2 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部
を改正する条例新旧対照表

環 境 局

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定要旨

非常災害により生じた廃棄物の処分を行うために一般廃棄物処理施設を設置し、又は変更する場合の生活環境影響調査結果の縦覧等に係る手続を定めるため制定するもの

2 改正の主な内容

- (1) 市が非常災害により生じた廃棄物の処分を行うために一般廃棄物処理施設を設置し、又は変更する場合における生活環境影響調査結果の縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設の種類のうち焼却施設及び一般廃棄物の最終処分場とするもの
- (2) 市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者（以下「受託者」という。）が一般廃棄物処理施設を設置し、又は変更する場合における生活環境影響調査結果の縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設の種類のうち焼却施設とするもの
- (3) 市長又は受託者は、(1) 又は (2) の対象施設に係る生活環境影響調査結果を縦覧に供するものとし、当該対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、市長が縦覧に供したときは市長に、受託者が縦覧に供したときは受託者に対して意見書を提出することができることとするもの
- (4) (1) 又は (2) の対象施設を設置し、又は変更する場合であって、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止のため非常災害により生じた廃棄物の処分を特に迅速に行わなければならないと市長が認めるときは、縦覧期間を短縮し、又は意見書の提出期限を繰り上げることができることとするもの

3 施行期日

公布の日から施行

改正後	改正前
<p>○川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例 平成4年12月24日条例第51号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第7条）</p> <p>第2章 市民の参加等（第8条～第12条）</p> <p>第3章 廃棄物の再生利用等（第13条～第21条）</p> <p>第4章 廃棄物の適正処理（第22条～第33条）</p> <p>第5章 良好な地域環境の保全（第34条～第41条）</p> <p>第5章の2 一般廃棄物処理施設</p> <p>第1節 生活環境影響調査結果の縦覧等（第41条の2～<u>第41条の13</u>）</p> <p>第2節 技術管理者の資格（<u>第41条の14</u>）</p> <p>第6章 廃棄物処理手数料等（第42条～第45条）</p> <p>第7章 雑則（第45条の2～第50条）</p> <p>附則</p> <p>第5章の2 一般廃棄物処理施設</p> <p>第1節 生活環境影響調査結果の縦覧等 （縦覧等の対象施設）</p> <p>第41条の2 法第9条の3第2項（同条第9項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による同条第1項に規定する調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「対象施設」という。）の種類は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第5条第1項に規定するごみ処理施設</p> <p>（2） 政令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場 （非常災害に係る縦覧等の対象施設）</p>	<p>○川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例 平成4年12月24日条例第51号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第7条）</p> <p>第2章 市民の参加等（第8条～第12条）</p> <p>第3章 廃棄物の再生利用等（第13条～第21条）</p> <p>第4章 廃棄物の適正処理（第22条～第33条）</p> <p>第5章 良好な地域環境の保全（第34条～第41条）</p> <p>第5章の2 <u>市が設置する</u>一般廃棄物処理施設</p> <p>第1節 生活環境影響調査結果の縦覧等（第41条の2～<u>第41条の6</u>）</p> <p>第2節 技術管理者の資格（<u>第41条の7</u>）</p> <p>第6章 廃棄物処理手数料等（第42条～第45条）</p> <p>第7章 雑則（第45条の2～第50条）</p> <p>附則</p> <p>第5章の2 <u>市が設置する</u>一般廃棄物処理施設</p> <p>第1節 生活環境影響調査結果の縦覧等 （縦覧等の対象施設）</p> <p>第41条の2 法第9条の3第2項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項に規定する調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「対象施設」という。）の種類は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第5条第1項に規定するごみ処理施設</p> <p>（2） 政令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場</p>

改正後	改正前
<p>第41条の3 法第9条の3の2第2項の規定により適用する法第9条の3第2項（同条第9項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による同条第1項に規定する調査（以下「<u>非常災害生活環境影響調査</u>」という。）の結果を記載した書類（以下「<u>非常災害調査書</u>」という。）の縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「<u>非常災害対象施設</u>」という。）の種類は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 政令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設</p> <p>（2） 政令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場</p> <p>（縦覧の期間及び場所）</p>	<p>（縦覧の期間及び場所）</p>
<p>第41条の4 市長は、<u>第41条の2各号に定める対象施設に係る生活環境影響調査又は前条各号に定める非常災害対象施設に係る非常災害生活環境影響調査を実施したときは、調査書又は非常災害調査書を縦覧に供する旨を告示し、告示の日から起算して30日間、規則で定める場所において当該調査書又は非常災害調査書を縦覧に供するものとする。ただし、当該非常災害生活環境影響調査を実施した場合であって、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止のため非常災害により生じた廃棄物の処分を特に迅速に行わなければならないと市長が認めるときは、当該期間を短縮することができる。</u></p> <p>（意見書の提出）</p>	<p>第41条の3 市長は、<u>前条各号に定める対象施設に係る生活環境影響調査を実施したときは、調査書を縦覧に供する旨を告示し、告示の日から起算して30日間、規則で定める場所において当該調査書を縦覧に供するものとする。</u></p> <p>（意見書の提出）</p>
<p>第41条の5 前条の規定により市長が調査書又は非常災害調査書を縦覧に供したときは、当該対象施設又は非常災害対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、同条の縦覧に供する旨の告示のあった日の翌日から起算して45日を経過する日までに市長に対して生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。<u>ただし、当該非常災害調査書を縦覧に供した場合であって、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止のため非常災害により生じた廃棄物の処分を特に迅速に行わなければならないと市長が認めるときは、当該期限を繰り上げることができる。</u></p>	<p>第41条の4 前条の規定により市長が調査書を縦覧に供したときは、当該対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、同条の縦覧に供する旨の告示のあった日の翌日から起算して45日を経過する日までに市長に対して生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。</p>
<p>2 前項の意見書の提出先は、前条本文の規定による告示において指定する</p>	

改正後	改正前
<p><u>ものとする。</u> <u>(委託を受けた者に係る縦覧等の対象施設)</u></p> <p>第41条の6 法第9条の3の3第2項(同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による法第9条の3の3第1項に規定する調査(以下「受託者生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「受託者調査書」という。)の縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設(以下「受託者対象施設」という。)の種類は、政令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設とする。 <u>(縦覧に供する旨の届出)</u></p> <p>第41条の7 市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、受託者生活環境影響調査を行ったときは、規則で定めるところにより、受託者調査書を添えて、当該受託者調査書を縦覧に供する旨を市長に届け出なければならない。 <u>(受託者が縦覧する旨の告示)</u></p> <p>第41条の8 市長は、前条の規定による届出があったときは、速やかに受託者が受託者調査書を縦覧に供する旨、当該縦覧の場所、縦覧期間その他必要な事項を告示するものとする。</p> <p>2 前項の縦覧期間は、同項の規定による告示の日から起算して30日間とする。ただし、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止のため非常災害により生じた廃棄物の処分を特に迅速に行わなければならないと市長が認めるときは、当該縦覧期間を短縮することができる。 <u>(受託者による縦覧)</u></p> <p>第41条の9 受託者は、前条第1項の規定により告示された縦覧の場所で、同条第2項に規定する縦覧期間中、受託者調査書を縦覧に供するものとする。 <u>(受託者に対する意見書の提出)</u></p> <p>第41条の10 前条の規定により受託者が受託者調査書を縦覧に供したとき</p>	

改正後	改正前
<p>は、当該受託者対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、受託者に対して生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。</p> <p>2 前項の意見書の提出先は、第41条の8第1項の規定による告示において指定するものとする。</p> <p>3 第1項の意見書の提出期限は、第41条の8第1項の規定による告示のあった日の翌日から起算して45日を経過する日までとする。ただし、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止のため非常災害により生じた廃棄物の処分を特に迅速に行わなければならないと市長が認めるときは、当該提出期限を繰り上げることができる。</p> <p>(意見書についての受託者の見解等)</p> <p>第41条の11 受託者は、前条第1項の意見書の提出があったときは、当該意見書についての受託者の見解を記載した書類を作成し、遅滞なく、当該意見書と併せて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 受託者は、前条第1項の意見書の提出がなかったときは、速やかにその旨を市長に書面により報告しなければならない。</p> <p>(川崎市環境影響評価に関する条例及び環境影響評価法との関係)</p>	<p>(川崎市環境影響評価に関する条例及び環境影響評価法との関係)</p>
<p>第41条の12 対象施設、非常災害対象施設又は受託者対象施設（以下「対象施設等」という。）の設置又は変更が川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第2条第2号の指定開発行為に該当し、当該指定開発行為について同条例第27条の規定による条例評価書の公告（当該指定開発行為が同号ウに規定する第3種行為に該当する場合は、同条例第25条第1項の規定による条例審査書の公告。以下同じ。）があった場合で、当該条例評価書の公告の内容に生活環境影響調査、非常災害生活環境影響調査又は受託者生活環境影響調査（以下「生活環境影響調査等」という。）に相当する内容を含むときは、市が対象施設又は非常災害対象施設を設置し、又は変更する場合にあっては第41条の4及び第41条の5、受託者が受託者対象施設を設置し、又は変更する場合にあっては第41条の7から前条</p>	<p>第41条の5 対象施設の設置が川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第2条第2号の指定開発行為に該当し、当該指定開発行為について同条例第27条の規定による条例評価書の公告（当該指定開発行為が同号ウに規定する第3種行為に該当する場合は、同条例第25条第1項の規定による条例審査書の公告。以下同じ。）があった場合で、当該条例評価書の公告の内容に生活環境影響調査に相当する内容を含むときは、前2条に定める手続を経たものとみなす。対象施設の設置が環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第4項に規定する対象事業に該当し、同法第27条の規定による評価書の公告があった場合で、当該評価書の公告の内容に生活環境影響調査に相当する内容を含むときも同様とする。</p>

改正後	改正前
<p>までに定める手続を経たものとみなす。<u>対象施設等の設置又は変更が環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第4項に規定する対象事業に該当し、同法第27条の規定による評価書の公告があった場合で、当該評価書の公告の内容に生活環境影響調査等に相当する内容を含むときも同様とする。</u></p> <p>（他の地方公共団体の長との協議）</p> <p><u>第41条の13</u> 市長は、生活環境影響調査等を実施した地域に他の地方公共団体の区域が含まれる場合には、当該地方公共団体の長に対し調査書、<u>非常災害調査書又は受託者調査書（以下「調査書等」という。）の写しを送付し、当該調査書等の縦覧及び意見書の提出の手続の実施について協議するものとする。</u></p> <p>第2節 技術管理者の資格</p> <p>以下 略</p>	<p>（他の地方公共団体の長との協議）</p> <p><u>第41条の6</u> 市長は、生活環境影響調査を実施した地域に他の地方公共団体の区域が含まれる場合には、当該地方公共団体の長に対し調査書を送付し、当該調査書の縦覧及び意見書の提出の手続の実施について協議するものとする。</p> <p>第2節 技術管理者の資格</p> <p>以下 略</p>